

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	都市の低炭素化の促進に関する法律	根拠条項	53-1、55-1	資料番号	47	担当課	建築住宅課
				許認可等の内容		低炭素建築物新築等計画の認定及び変更認定	
(根拠規定)							
(低炭素建築物新築等計画の認定)							
第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。							
2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。							
一 建築物の位置							
二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積							
三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画							
四 その他国土交通省令で定める事項							
(低炭素建築物新築等計画の変更)							
第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。							
2 前条の規定は、前項の認定について準用する。							
(許認可等の基準)							
(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)							
第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。							
一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。							
二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。							
三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。							